

さくら市畜産臭気等環境対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、畜産経営に起因する畜産臭気等を防止し、地域社会と調和した畜産経営の安定的な発展を図るため、畜産臭気等の対策を講じる者に対し、さくら市補助金等交付規則(平成17年さくら市規則第57号。以下「規則」という。)、さくら市補助金等の交付に関する規程(平成17年さくら市訓令第40号。以下「訓令」という。)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内でさくら市畜産臭気等環境対策事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に存する家畜飼育施設を運営する法人又は個人事業主
- (2) 市税を完納している者

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、市内に存する家畜飼育施設において畜産経営に起因する畜産臭気等を防止するために行う事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、飼料添加物等の購入に要する費用(次条において「飼料添加物等購入経費」という。)及び臭気拡散防止資材等の導入に要する費用(以下「臭気拡散防止資材等導入経費」という。)とする。ただし、補助対象事業以外の用途に使用できる汎用性のあるものを除くものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 飼料添加物等購入経費 飼料添加物等購入経費の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額
- (2) 臭気拡散防止資材等導入経費 臭気拡散防止資材等導入経費の3分の2に相当する額又は100万円のいずれか低い額

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨て

るものとする。

(事業の実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間は、令和7年度から令和9年度までとする。

(交付の申請)

第6条 訓令第3条第2項第7号に規定する交付申請書は、畜産臭気等環境対策事業費補助金交付申請書(様式第1号。次項において「申請書」という。)とする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 補助対象経費に係るカタログの写し
- (5) 現況写真(臭気拡散防止資材等導入経費の場合に限る。)
- (6) 市税の完納証明書(個人事業主については、同一生計を営む者全員の市税の完納証明書)
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、規則第5条の規定により交付を決定した場合は、畜産臭気等環境対策事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)及び畜産臭気等環境対策事業費補助金交付決定指令書(様式第5号)により、当該交付の決定に係る申請を行った補助対象者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 交付決定者は、規則第6条第1項第1号及び第2号の市長の承認を受けようとする場合は、畜産臭気等環境対策事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第6号)に変更事業計画書、変更収支予算書その他市長が必要と認める書類を添え、遅滞なく市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に係る変更を承認したときは畜産臭気等環境対策事業変更承認通知書(様式第7号)及び畜産臭気等環境対策事業変更決定指令書(様式第8号)により、中止又は廃止を承認したときは畜産臭気等環境対策事業(中止・廃止)承認通知書(様式第9号)により、当該承認を受けた交付決定者に通知するものとする。

3 規則第6条第1項第1号の市長の定める軽微な変更は、補助対象経費の3割以内の減額とする。この場合において、第1項の規定は適用しないものとする。

(実績報告)

第9条 訓令第3条第2項第11号に規定する実績報告書は、畜産臭気等環境対策事業実績報告書(様式第10号。次項において「実績報告書」という。)とする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 臭気拡散防止資材等導入後の現況写真(臭気拡散防止資材等導入経費の場合に限る。)
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 規則第16条の規定による通知は、畜産臭気等環境対策事業費補助金の額の確定通知書(様式第11号)及び畜産臭気等環境対策事業費補助金の額の確定指令書(様式第12号)により行うものとする。

(交付の請求)

第11条 訓令第3条第2項第10号に規定する交付請求書は、畜産臭気等環境対策事業費補助金交付請求書(様式第13号)とする。

(財産処分の制限)

第12条 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分するため、規則第24条第1項の規定による承認を受けようとする交付決定者は、財産処分承認申請書(様式第14号)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を承認した場合は、財産処分承認通知書(様式第15号)により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

3 規則第24条第1項ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条第1項に規定する耐用年数とする。

4 第2項の規定により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

5 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、及びその効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。